

特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 馬場 資博 様 あて名 〒350-0046 日本国埼玉県川越市菅原町25番地1 石井ビル2階		PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) [PCT規則43の2.1]	
		発送日 (日.月.年) 19.02.2019	
出願人又は代理人 の書類記号 N00516W0		今後の手続については、下記2を参照すること。	
国際出願番号 PCT/JP2018/044062	国際出願日 (日.月.年) 29.11.2018	優先日 (日.月.年)	
国際特許分類 (IPC) Int.Cl. G06T7/00(2017.01)i			
出願人 (氏名又は名称) 日本電気株式会社			

1. この見解書は次の内容を含む。 <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎 <input type="checkbox"/> 第II欄 優先権 <input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成 <input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如 <input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明 <input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献 <input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の欠陥 <input type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願についての意見 			
2. 今後の手続 国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。 この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から2月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。 さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。			

見解書を作成した日 05.02.2019			
名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/JP) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号		特許庁審査官 (権限のある職員) 板垣 有紀 電話番号 03-3581-1101 内線 3541	
		5C	4452

第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。
 - 出願時の言語による国際出願
 - 出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文 (PCT規則12.3(a)及び23.1(b))
2. この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b))。
3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。
 - a. 出願時における国際出願の一部を構成する配列表
 - 附属書C/ST.25テキストファイル形式
 - 紙形式又はイメージファイル形式
 - b. 国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表
 - c. 国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表
 - 附属書C/ST.25テキストファイル形式 (PCT規則13の3.1(a))
 - 紙形式又はイメージファイル形式 (PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号)
4. さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。
5. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	1-15	有
	請求項		無
進歩性 (I S)	請求項		有
	請求項	1-15	無
産業上の利用可能性 (I A)	請求項	1-15	有
	請求項		無

2. 文献及び説明

文献1 : WO 2018/179092 A1 (日本電気株式会社) 2018.10.04,
段落 [0020] - [0068]、[0088] - [0092]
(ファミリーなし)

文献2 : JP 2011-145958 A (キヤノン株式会社) 2011.07.28,
段落 [0014] - [0038]
& US 2011/0179052 A1, 段落 [0028] - [0058]

請求項1、2、5-8、11-13に係る発明は、国際調査報告において引用された文献に対して新規性を有する。しかしながら、国際調査報告で引用された文献1より進歩性を有しない。

文献1には、製造過程で生じる自然発生的な対象物の表面の凹凸パターンを用いて個体識別を行う際に、事前処理として、同じ製造金型で製造された対象物と異なる製造金型で製造された対象物の特徴量の分布が閾値以上分離するような撮像パラメータの組み合わせを撮像パラメータ記憶部に記憶しておくこと、個体登録時には、撮像パラメータを撮像パラメータ記憶部から読み出して当該撮像パラメータで定まる撮像条件を撮像部に設定して撮像し、画像記憶部に保存すること、保存された画像から特徴量を抽出し、特徴量記憶部に保存すること、個体照合時には、撮像パラメータを撮像パラメータ記憶部から読み出して当該撮像パラメータで定まる撮像条件を撮像部に設定して撮像し、画像記憶部に保存すること、保存された画像から特徴量を抽出し、特徴量記憶部に登録されている全ての特徴量と照合を行い、照合スコアが最大となる特徴量を選択することが記載されている(段落 [0020] - [0068]、[0088] - [0092])。

< 補充欄に続く >

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 V 欄の続き

文献1には、製品のデットマークを撮像することについては記載されていないが、個体識別を行う際には同じ位置の画像を用いるべきことは当然であるから、製品に形成されたデットマークの位置を撮像して凹凸パターンを用いた個体識別に利用することは当業者が容易に想起し得ることと認められる。

また、文献1には、型番ごとに撮像パラメータを記憶することは明記されていないが、段落[0088]－[0092]のように製造金型の識別に有用な撮像条件を決定し、製造金型に固有な特徴量を用いて、対象がどの製造金型で製造されたものであるかを識別、照合する場合には、金型ごとにパラメータを記憶して利用することは当業者が適宜なし得ることと認められる。

請求項3、4、9、10、14、15に係る発明は、国際調査報告において引用された文献に対して新規性を有する。しかしながら、国際調査報告で引用された文献1、2より進歩性を有しない。

文献1は、画像処理パラメータについて記載されていない点で本願と相違する。

一方、文献2には、登録データと共に登録データに固有の識別パラメータを記憶しておき、識別対象の入力データが入力されたときに、識別パラメータを読み出し、識別パラメータを用いて入力データから識別用データを生成し、登録データと識別用データのマッチングを行うこと、学習部において、登録データの識別性能が向上するように追加学習を行い、登録データ毎にパラメータを学習しておくことが記載されている(段落[0014]－[0038])。

文献1に記載の発明においても、個体登録の対象とする画像から特徴量を抽出する際のパラメータと、個体識別の対象とする画像から特徴量を抽出する際のパラメータを同じものとするために文献2に記載の方法を採用することは当業者が容易に想起し得ることと認められる。

請求項1－15に係る発明は、個体識別装置、個体識別方法、コンピュータ読み取り可能な記録媒体、個体登録装置、個体照合装置の発明であり、産業上の利用可能性を有する。